

委員意見に対する申請者回答

意 見	回 答
1、廃棄物関係 (1) 廃プラスチックに含まれる非飛散性石綿とは、具体的にどのようなものか？ また、これらは中間処理場を経ずに、直接解体現場から搬入されるものか？ (2) 展開検査は全量(全車)が対象と判断してよいか？	1. 産廃関係 (1) 廃プラスチックに含まれる非飛散性石綿とは、「建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分」における、レベル3「その他の石綿含有建材(成形板等)」になります。 非飛散性石綿は石綿含有産業廃棄物として、保管基準、収集/運搬の基準に基づき飛散防止措置を講じております。また非飛散性石綿廃棄物の取り扱いに関する技術指針に基づき、中間処理場を経ずに直接産業廃棄物最終処分場へと搬入されます。 保管基準・・・発生元にて二重梱包 収集/運搬基準・・・二重梱包された石綿含有産業廃棄物は、最終処分場に搬入する。 埋立基準・・・二重梱包のまま、散水・覆土を行いながら、埋立位置を記録し埋立する。 (2) 展開検査は全量（全車）が対象となります。

2、水質関係

(1) 地下水位面と掘削底面が1.5~2.0mと近いので、廃棄物との接触が懸念されるが、過去の地下水位変動からこれらは恐れがないと判断してよいか？(前回の審議会でも質問が出ていましたが、回答では掘削してみても判断するような回答でしたが、定量的な解析結果による判断がほしい。)

2. 水質関係

(1)数ヶ月間連続して第一帯水層の地下水位を観測し、どの程度の幅で上下変動するかを確認しています(隣接Ⅲ期処分場で平成21年実施)。表2-1
また降雨と水位変動の調査結果は、表2-2に示しますように、最大日雨量110~180mmほどの豪雨が
あった際も、その影響による水位の変動幅は最大25cmにとどまっていた。また観測期間を通して
の最大変動幅も43cmでした。
したがって当該地区の地下水位は、ほぼ一定の標高で安定しており、図2-1に示しますように1.5~2.0m
の離隔をとれば、掘削底面に直接地下水流動部分が触れる恐れはないと考えます。

表 2-1 地下水位観測データ

位 置	Ⅲ期周囲部				Ⅳ期拡大部
	観測井A	観測井B	観測井C	観測井D	観測井H
掘削底面高	55.50m				53.00m
期間内 最高水位	標高+49.09m	標高+49.37m	標高+52.55m	標高+54.61m	標高+50.14m
最低水位	標高+48.66m	標高+48.95m	標高+52.31m	標高+54.45m	標高+50.01m
変動幅(m)	0.43m	0.42m	0.24m	0.16m	(0.13m)

表 2-2 地下水位変動図（Ⅲ期処分場）降水量との対比図

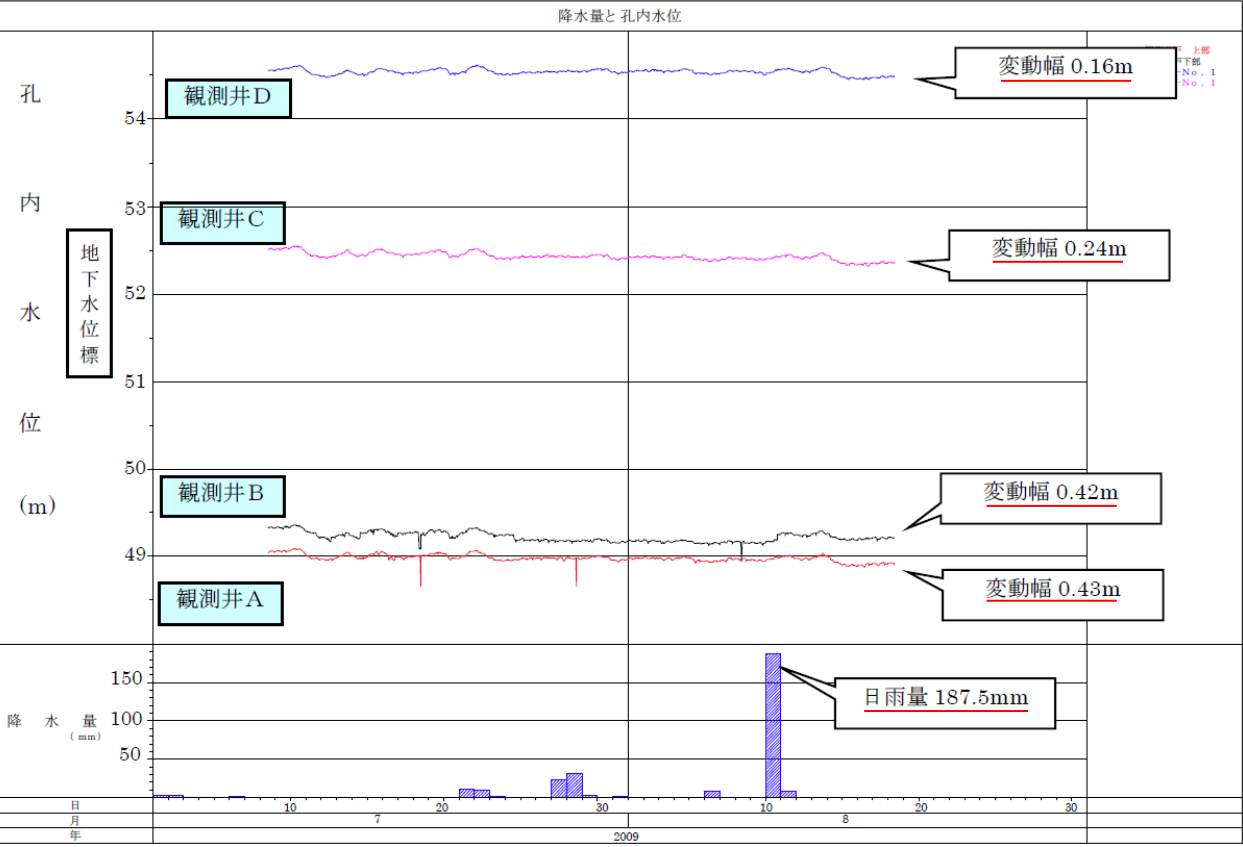
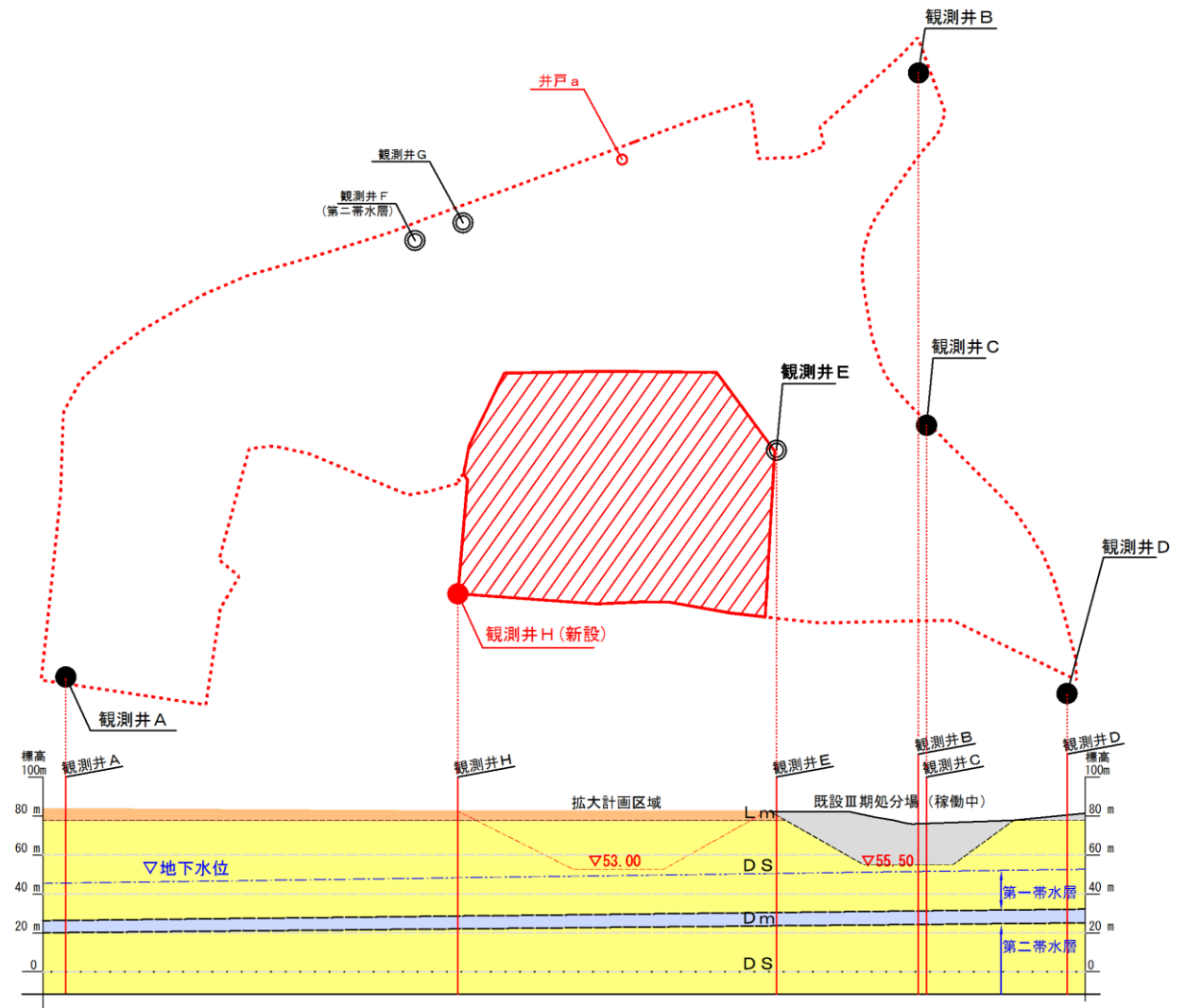


図 2-1 計画位置と地下水位の関係



市原市意見に対する申請者回答

意 見	回 答
【水道部】 ・水質等に影響のないようにすること。また、水質等への影響・汚染が確認されたら、早急に連絡、報告し対応の協議をすること。 (給水課) 【環境部】 ・周辺への土砂等粉じんの飛散について十分配慮すること。 ・騒音、振動が周辺の環境に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。 (環境管理課)	【水道部】 ・水質等に影響がないように十分配慮し、水質検査基準に基づき水質検査を行っております。 また水質等へ影響・汚染が確認されたら、迅速に報告・協議を行い、原因を究明に努め、適切な対策を講じます。 【環境部】 ・土砂等粉じんの飛散については散水を行い、周辺へ影響が及ばないように十分配慮いたします。 ・騒音、振動が周辺の環境に影響を及ぼさないよう十分配慮いたします。